

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業競争力強化と経営判断の迅速化を図ると同時に、経営の透明性をより高める観点から経営の監視機能の充実を重要な課題のひとつと認識し、各施策を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,559,000	7.97
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	5,727,000	4.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,481,000	4.57
公益財団法人工作機械技術振興財団	4,469,603	3.73
牧野二郎	2,393,844	2.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,180,237	1.82
牧野駿	1,935,531	1.61
戸田建設株式会社	1,773,000	1.48
BBH FOR BBHTSIA NOMURA FUNDS IRELAND PLC/JAPAN STRATEGIC VALUE FUND	1,635,000	1.36
日本生命保険相互会社	1,584,302	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

・(2)大株主の状況について、上記のほか当社所有の自己株式8,712千株(7.26%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺東 一郎	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺東 一郎	○	独立役員として指定する社外取締役の寺東一郎氏は、当社の取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「同行」という。)の出身ですが、同行を平成17年に退職してから相当の期間が経過しております。 当社は、同行より借入を行っておりますが、その額はおおむね140億円までの範囲内で推移しております。 同行は当社の株主ですが、保有比率は2%未満となっております。	同氏は、過去において同行での専務執行役員および、株式会社二コンの代表取締役副社長執行役員兼CFOを勤めており、企業経営および財務に関する豊富な経験と見識を有しております。加えて、日本碍子株式会社社外監査役および株式会社百十四銀行社外監査役を現任し、社外監査役に関する経験と見識も有しております。 同氏は、同行に勤務しておりましたが、退職してから相当の期間が経過しております。また、当社の取引銀行は複数あり、同行のみに依存していないため、一般株主と利益相反が生じる恐れなく、株主からの負託を受けた社外取締役としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断しております。 当社は、同氏の企業経営および財務ならびに社外監査役に関する豊富な経験と見識を、独立した立場から当社の経営体制に活かしていただくため、独立役員として指定するもので

			あります。
--	--	--	-------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、社外監査役2名(うち1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。)を含む監査役3名が、取締役会への出席、当社及びグループ子会社の社員との意見交換、会計監査人との定期的な会合等、関係者と相互に連携して十分な情報を収集し、法令等に従って行っております。

また、内部監査室は、内部監査結果について会計監査人及び監査役に報告する等、相互に連携することにより、会計監査人及び監査役が当社の内部統制に関する理解を深め、より効率的、効果的な監査が行なわれるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福井英次	他の会社の出身者										△			
中島次郎	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福井英次	○	独立役員として指定する社外監査役の福井英次氏は、当社の取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「同行」という。)の出身ですが、同行を平成16年に退職してから相当の期間が経過しております。 当社は、同行より借入を行っておりますが、その額はおおむね140億円までの範	同氏は、同行での勤務経験から、金融および経営に関する豊富な知識と経験を有しております。 同氏は、同行に勤務しておりましたが、平成16年に退職してから相当の期間が経過しております。また、当社の取引銀行は複数あり、同行のみに依存しておりません。さらに、当社株式を保有しており、株主の皆様とリスクを共有しているため、一般株主と利益相反が生じる恐れなく、株主からの負託を受けた社外監査役と

		囲内で推移しております。 同行は当社の株主ですが、保有比率は2%未満となっております。	しての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断しております。 当社は、同氏の金融および経営に関する豊富な知識と経験を、独立した立場から当社の監査体制に活かしていただくため、独立役員として指定するものであります。
中島次郎	○	独立役員として指定する社外監査役の中島次郎氏は、当社の会計監査人である仰星監査法人(以下「同監査法人」という。)の出身ですが、平成20年度以降、当社の監査業務に関与しておらず、平成23年6月に同監査法人を退職しております。 同監査法人に対する会計監査人の報酬等の額は、おおむね40百万円程度で推移しております。 同氏が開設した会計事務所と当社との間に業務的な関係はありません。	同氏は、同監査法人での勤務経験から、会計に関する豊富な知識と経験を有しております。 同氏は、当社の会計監査人である同監査法人に在籍しておりましたが、平成20年度以降、当社の監査業務に関与しておらず、平成23年6月に当該監査法人を退職しております。 また、同氏が開設した会計事務所と当社との間に業務的な関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じる恐れなく、株主からの負託を受けた社外監査役としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断しております。 当社は、同氏の会計に関する豊富な知識と経験を、独立した立場から当社の監査体制に活かしていただくため、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

報酬の一部について、業績と連動している。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法等の法令に従い、事業報告および有価証券報告書に報酬等の総額を記載しております。

役員ごとの連結報酬額等の総額等は、1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬額の算出は、取締役会の決議によって定めた取締役報酬規程及び監査役報酬規程にもとづいております。

取締役の報酬は取締役報酬規程にもとづき、各取締役の職責に応じた固定報酬と、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬から構成されており、取締役会において報酬額を決定しております。賞与はありません。

監査役の報酬は監査役報酬規程にもとづき、監査役の職責に応じた固定報酬から構成されており、監査役会において報酬額を決定しております。業績報酬ならびに賞与はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達、要望事項への対応その他社外取締役への補佐は、管理部門が分担して行います。
常勤監査役は社外非常勤監査役に対して、監査及び会社関係の情報の共有化に常に務めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会を設置しており、取締役会は、現在取締役9名で構成しております。
取締役は毎月および必要に応じて随時取締役会を開催し、法令及び定款の定めによるほか、重要事項の決定、業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の選定した代表取締役は会社を代表し、業務執行を行っております。代表権を有しない、社外取締役以外の各取締役は、担当する職務を分担し、執行しております。
また、監査役及び監査役会を設置しており、監査役会は監査役3名(うち常勤監査役2名)で構成しております。
監査役は毎月及び必要に応じて随時監査役会を開催し、法令に定められた内容の他、監査役の活動に必要な審議決定、経営改善のためのアドバイス等の措置を行い、独立した立場から取締役の職務の執行を監査しております。
なお、監査役監査にあたっては、社外監査役2名(うち1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。)を含む監査役3名が、取締役会への出席、当社及びグループ子会社の社員との意見交換、会計監査人との定期的な会合等、関係者と相互に連携して十分な情報を収集し、法令等に従って行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、年度により収益の変動が極めて大きい業界にあって、迅速な意思決定を行い環境の変化に素早く対応するとともに、健全な経営判断が行われることを確保するため、上記の体制を整備しています。
社外取締役ならびに社外監査役は、他社における勤務経験をもとに、株主からの負託を受けた当社取締役の職務の執行の監督または監査という機能について、独立した立場から行うという役割を適切に遂行できることを判断し、選任する方針です。また、社外取締役を選任することにより、経営に関する様々な知見を幅広く取り入れるとともに、取締役会の役割がより万全なものになるものと考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の株主総会招集通知は、株主総会開催のおおむね3週間程度前に発送するようにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年集中日を回避した株主総会日を設定するようにしております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回、決算説明を実施(うち中間・期末は代表者自身による説明有り)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにて、ニュースリリース、決算関係資料、その他適時開示資料を掲載しております。 URLは次の通りです。 http://www.makino.co.jp/jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部業務部IR課	
その他	アナリスト・機関投資家に個別面談を実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	厚木事業所及び富士勝山事業所においてISO14001の認証を取得し、環境保全活動を行っています。
その他	安定的かつ継続的な配当により、株主の皆様への利益還元を図ることを基本としている旨、決算短信と有価証券報告書に開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本方針

当社の内部統制システムは、リスク管理を基本とし、(1)当社の業務の適正を確保する体制について、(2)子会社の管理について、(3)監査役の監査に関する体制について定めております。

(1)当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、リスク管理を業務の適正を確保するための体制の基本とし、リスク管理体制を整備することによって、当社の損失の危険を管理するのみならず、もって法令及び定款からの逸脱を防止し、効率的な業務執行を確保する。当社にとって、リスクとは、損失の危険、法令及び定款からの逸脱、非効率的な業務執行、その他当社の企業価値を損なうおそれのあるもの全てとする。

当社のリスク管理体制は、通常リスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクは取締役会で検討、判断するものとし、その詳細は「リスク管理規程」に定める。

法令及び定款からの逸脱はリスクの一つとして「リスク管理規程」に定める一方、「就業規則」、「安全保障輸出管理規程」等の社内規程を定め、入社時及び定期、不定期の研修等を通じて周知、教育することにより、法令、規則、その他の規範の遵守を徹底する。

取締役会で検討、判断した内容は、取締役の職務執行に係る情報として、「取締役会規則」に従い取締役会議事録を作成し保管する他、通常業務の意思決定については、「稟議規程」に従い稟議書を作成し、保管する。

(2)子会社の管理

当社は子会社に対し、次のことを求める。

イ. 当社と同様のリスクの管理を行うこと

ロ. 職務の執行、リスクの状況等について、当社に適宜報告すること

ハ. 重大な事項がある場合は、当社に事前に報告し協議すること

また、必要に応じて当社から役員を派遣し、直接意思決定に参加する。

(3)監査役の監査に関する体制

当社の取締役は、取締役会で当社及び子会社に関する重要事項について報告を行う。

当社の取締役及び使用人は、次の場合、速やかに監査役に必要な報告を行いまたは会合を開催する。

イ. 監査役の要請があった場合

ロ. 当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあり、あるいは損害を及ぼした事実があることを発見した場合

上記の監査役への報告については、子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も同様とし、取締役及び使用人が当該報告を理由に報告者を不利に扱うことを禁止する。

監査役が補助人を必要として求めてきた場合、監査役の指示の実効性が確保できるよう人数、地位、所属等を含め、監査役と協議の上選出し、その補助人の処遇については、監査役会の同意を取る。また、監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求があった場合、監査役の職務の執行に必要なことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

2. 整備状況について

現在当社では、通常リスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクを取締役会で検討、判断し、対応しております。また、上記の各種社内規程を定め、入社時の研修等を通じて周知し、規程に従い業務活動の記録を作成、保管しております。子会社に対しては、同様のリスク管理を行い、適宜当社に報告するよう求めるとともに、当社社員等を派遣し、経営に参加させております。監査役に対しては、取締役会等において、必要な報告を行っております。

また当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して整備及び運用をおこなっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、その不当な要求には断固として応じないことを基本としております。

平素より、反社会的行為や非道徳的行為に関係することのないよう関係部門と連携し、情報収集はもとより適切な対応を図っております。また、事案の発生時には、関係部門間の情報共有をはじめ、警察その他関係行政機関や弁護士及び外部専門家と緊密に連絡を取り、組織として速やかに対処できる体制を構築してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しています。その内容の概要は次のとおりです。

(1). 基本方針の内容の概要

当社は、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2). 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は1937年に創業以来、よりよい工業製品を効率的に生産することを意図する顧客に、常に最適な工作機械と技術を提供し、高精度、高品位で信頼できる製品の供給者としての地位を確立することを目指しています。

工作機械は、機械構造や機械力学、電子、電気、コンピュータプログラムなど多くの要素から構成されており、生産財の中でも複雑な構造をした製品です。高精度、高品位な工作機械の供給者を志す当社にとって、多くの知識とノウハウ、様々な関係者とのネットワークといった無形の資産は、必要不可欠なものです。

その上で、当社の差別化にとってなにより重要なのは、国内外で活躍する多くの顧客との厚い信頼関係です。当社への信頼のもと顧客の重要な情報を提供いただき、製品という形で問題を解決し信頼に応えていくことにより、さらに信頼をいただく、という循環の中で当社の成長が成り立っています。このような信頼こそ、当社の存立基盤であり、当社の成長と発展にとって最も重要な資産と考えています。

経済産業省が平成17年10月に作成した「知的資産経営の開示ガイドライン」では、「知の時代が本格化する中、企業が持続的に発展していくためには、差別化を継続することが極めて重要であるが、その源泉として、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えにくい知的資産を活用した他社が真似することのできない経営のやり方がますます重要になってきている。」と無形資産の重要性を説いています。

企業間の競争は激しさを増す中で、顧客の抱える加工課題はますます難しくなり、よりよい工業製品を効率的に生産したいとする顧客は増えていきます。生産拠点の世界的な広がりと、工業の発展を意図する地域の需要の増加もあり、最適な工作機械と技術を提供する必要性はより一層高まっています。このような状況に対応するため、有形・無形の資産の強化に取り組み、最適な工作機械と技術を提供していくための基盤を強化し、顧客との信頼関係をさらに高めていきます。

このような取組みを通じて企業収益の拡大を図ることにより、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(3). 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、基本方針に則り、当社株式等の大規模買付行為を行うおとす者（以下「買付者等」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに買付者等との交渉の機会を確保するために、本プランを継続しています。

本プランは、買付者等が遵守すべきルールを策定するとともに、買付者等がルールを遵守しなかった場合、あるいは遵守しても当社企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

なお、本プランは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

また、本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合又は、取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されるものとしします。

本プランの詳細は、当社ホームページ掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（http://www.makino.co.jp/ir/2014news/pdf/0519_2.pdf）をご覧ください。

(4). 本プランが会社法施行規則第118条第3号ハに定める要件（イ 基本方針に沿うものであること、ロ 当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、ハ 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと）に該当していると当社取締役会が判断する理由

1. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付等がなされた際に、応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは平成26年6月25日開催の定時株主総会においてご承認いただいております。また、有効期限は平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであり、承認後も、株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更又は廃止されます。従いまして、本プ

ンの導入及び廃止には、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みとなっています。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成する独立委員会を設置し、対抗措置の発動等に当たっては当該独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。

また、必要に応じ独立委員会の判断の概要について適時に情報開示を行うこととし、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5. 合理的な客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会により、いつでも廃止することができます。従って、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次の通りです。

重要な決定事項及び重要な発生事項に関する情報は、社長を経由して情報取扱責任者において、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は、速やかに情報取扱担当を通して適時開示を行います。

また同時に、当該情報の関係部門に対して情報管理の指示を行っております。

